

お役立ちガイド

■柳泉園組合嘱託員募集

4月1日以降に採用する嘱託員を募集します。

□募集人員 嘱託員 1人

■2月15日(水)～29日(水)午後5時まで
詳細は、柳泉園☎または下記へお問い合わせください。

☎柳泉園組合総務課

(☎042-470-1545)

■シニア対象パソコン教室 3月 受講者募集

◆パソコンの始め方と入力

■1日(木) 午後1時～4時／■無料
／■2月20日(月)まで

◆パソコン入門講座

■2日(金)、9日(金)、16日(金)、23日(金)の午前(計4回)／■6,000円／■2月21日(火)まで

◆ワード中級講座

■6日(火)、13日(火)、22日(木)、27日(火)の午前(計4回)／■6,000円／■2月24日(金)まで

◆エクセル中級講座

■6日(火)、13日(火)、22日(木)、27日(火)の午後(計4回)／■6,000円／■2月24日(金)まで

◆パソコンの楽しい活用講座

ご自分のパソコンでも受講できます。詳細は資料をご請求ください。

■2日(金)、9日(金)、16日(金)、23日(金)の午後(計4回)

■1回 1,500円(過年に当教室の講座を受講された方は1回無料)

※受講料はいずれもテキスト代込み

■無料講座以外は午前9時30分～正午、午後1時30分～4時

■シルバー人材センター東伏見教室

☎・☎「パソコンの始め方と入力」および「入門講座」以外は文字入力のできる方・いずれも10人

■往復はがきで、希望講座名・受講日・住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、下記へ。

※締め切り後でも受講可能な場合がありますので、お問い合わせを。

☎西東京市シルバー人材センター
(〒202-0013 中町1-6-8・保谷東分庁舎・☎042-425-6611)

あなたの“気づき”が解決の一步！ ～地域の支え合いで、高齢者虐待を防ぎましょう～

高齢者虐待に関する窓口は、高齢者支援課またはお近くの地域包括支援センターへ

◆このようなことが高齢者への虐待です

- ①身体的虐待 たたく、つねる、殴る、ける、やけどを負わせる
- ②心理的虐待 どなる、ののしる、悪口を言う、無視する
- ③経済的虐待 本人の財産やお金を勝手に使ったり、正当な理由なく本人に使わせない
- ④介護・世話の放棄 食事の世話をしない、介護せず、長時間放置する

⑤性的虐待 本人が嫌がる性的な行為をする

◆高齢者虐待を防ぐために

①気づいて

虐待かな？ あなたの小さな気づきが、解決の第一歩です。

②つないで

市役所や地域包括支援センターにお電話ください。秘密は守られます。

③見守って

「こんにちは」「大変ですね」。周囲のちょっとした笑顔や気遣い、声かけが高齢者や介護の孤立を防ぎます。

◆高齢者支援課 ☎(☎042-438-4029)

消費生活相談 Q & A

Q 携帯電話をスマートフォンに機種変更したいと思っています。従来の携帯電話と違う点や注意したほうが良いことなどを教えてほしい。

A スマートフォンは若い世代を中心に普及してきましたが、「電池の消耗が激しい」「修理に出しても不具合が解消されない」という声も多いようです。スマートフォンはGPS(位置情報探知システム)を利用して天気予報や地域情報を更新するために、常に通信している状態になっています。また画面が大きく画像も鮮明で、データ量が従来の10倍から20倍となるなどの理由で電池の消耗が激しくなるようです。消耗を抑えるためには、GPSをオフ設定にしたり、利用しないアプリ(ソフト)の削除が有効です。

不具合については、アプリを

スマートフォンの特徴とトラブル

インストールして自分仕様にする特性から、「アプリと本体」や「アプリ同士」の相性の問題が原因となる場合があります。修理時にメーカーはアプリを外して点検するため、原因究明は難しく、「本体に異常なし」となることも多くあります。修理や交換をしても同じ不具合が生じる場合は、最近ダウンロードしたアプリなどを削除することで解消される場合もあるようです。むやみにアプリをインストールしないとともに、パソコンと同じようにウイルス対策アプリを入れるなどセキュリティ対策をとる必要があります。

スマートフォンは便利な反面、このような特徴もあることを理解したうえで利用しましょう。

詳しくは消費者センターまでお問い合わせください。

◆消費者センター
(☎042-425-4040)

市民相談室

をご利用ください

田無庁舎・保谷庁舎にある市民相談室では、一般市民相談のほか、各種専門家による専門相談を開設しています。すべて無料で、秘密は守られますので安心してご利用ください。

※専門相談はすべて予約制ですので、相談日を市報・市☎で確認のうえ、お申し込みください。

※専門相談は、原則として30分以内です(人権・身の上相談は60分)。

◇一般市民相談

日常生活の中での悩みごと、困ったことや専門機関の紹介などについて、市の職員などが相談に応じます。

◇専門相談内容(担当者)

□法律相談(弁護士)

相続、離婚、金銭貸借、損害賠償など、日常生活上の法律に関する相談

□人権・身の上相談(人権擁護委員)

人権侵害、家庭内のもめごと、近所関係などに関する相談

□税務相談(税理士)

相続税、贈与税、不動産取得税、所得税などの税務に関する相談

□不動産相談(宅地建物取引主任者)

土地・建物などの不動産取引、借地借家などに関する相談

□登記相談(司法書士)

土地・建物の名義、抵当権の設定、所有権移転登記、仮登記、法人登記など登記に関する相談

□表示登記相談(土地家屋調査士)

土地の分筆、地目変更、隣家との境界などに関する相談

□交通事故相談(弁護士)

交通事故の損害賠償問題、示談の方法、保険の手続きなどに関する相談

□年金・労災・雇用保険・人事一般相談(社会保険労務士)

年金、労災、雇用保険、人事一般に関する相談

□行政相談(行政相談委員)

国の行政機関などの仕事に対する苦情、意見、要望などに関する相談

□相続・遺言・成年後見等手続相談(行政書士)

官公庁に提出する各許認可・申請の手続き・権利義務に関する書類や事実証明に関する書類の作成に関する相談(遺言、相続、分割協議書、成年後見制度など)

☎市民相談室☎(☎042-460-9805)

☎(☎042-438-4000)



? お困りのときに無料相談!

一般相談

場 所	日 時
市民相談室 ☎・☎	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

専門相談 (予約制)

☎2月17日(金)午前8時30分から希望する庁舎の市民相談室へ直接または電話(★印は、2月3日(金)から受付中)
なお、予約開始日は大変込み合いますので、ご了承ください。
☎市民相談室☎(☎042-460-9805)・☎(☎042-438-4000)

内 容	場 所	日 時
法 律 相 談	☎	2月22日(水)・28日(火)、3月1日(木)・2日(金) 午前9時～正午 ※3月1日(木)は人権・身の上相談を兼ねる
	☎	※2月23日(木)は午前9時～正午で人権・身の上相談を兼ねる 3月6日(火)・7日(水)午後1時30分～4時30分
人権・身の上相談	☎	★3月1日(木)
	☎	★2月23日(木)
税 務 相 談	☎	2月24日(金)
	☎	3月2日(金)
不 動 産 相 談	☎	3月1日(木)
	☎	3月8日(木)
登 記 相 談	☎	3月8日(木)
	☎	3月15日(木)
表示登記相談	☎	3月8日(木)
	☎	3月15日(木)
交 通 事 故 相 談	☎	3月14日(水)
	☎	★2月22日(水)
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	☎	3月12日(月)
行 政 相 談	☎	3月1日(木)
相続・遺言・成年後見等手続相談	☎	★3月9日(金)